

I 総則

I 総則

I 総則

I 総則

1 はじめに

このさいたま市液化石油ガス法申請届出マニュアルは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく申請、届出及び報告等（以下「申請等」という。）に関する必要な手続を示すとともに、申請等に伴う義務や遵守事項について解説したものである。

なお、この申請届出マニュアルにおいて使用する用語は、次に掲げる法規をいう。

「法」	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和 42 年 12 月 28 日 法律第 149 号)
「政令」	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令 (昭和 43 年 2 月 7 日 政令第 14 号)
「規則」	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 (平成 9 年 3 月 10 日 省令第 11 号)
「細則」	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則 (平成 30 年 3 月 29 日 さいたま市規則第 53 号)
「認定告示」	液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示 (平成 9 年 3 月 13 日 通商産業省告示第 121 号)
「高压法」	高压ガス保安法 (昭和 26 年 6 月 7 日 法律第 204 号)
「液石則」	液化石油ガス保安規則 (昭和 41 年 5 月 25 日 省令第 52 号)
「製造細目告示」	製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示 (昭和 50 年 8 月 1 日 通商産業省告示第 291 号)

2 窓口における申請等についての一般的留意事項

(1) 書類の提出方法

- ア 申請書、届出書及び報告書（以下「申請書等」という。）は、正副 2 部提出すること。
- イ 申請書等は、その記載内容について説明を求められた場合に、説明ができる者が持参して提出すること。
- ウ 申請書は、「5 許可等に要する日数に示す標準処理期間」を考慮し、余裕を持って提出すること。

I 総則

(2) 書類の提出先

申請書等は、さいたま市消防局予防部査察指導課保安係（以下「保安係」という。）へ提出すること。

さいたま市消防局予防部査察指導課保安係 〒330-0061 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 1 番 28 号 TEL048-833-7487 FAX048-833-7529
--

(3) 許可書等の取扱い

許可書、検査証、通知書、登録簿、認定書、認可書（以下「許可書等」という。）の交付は、許可、検査、通知、登録、認定、認可（以下「許可等」という。）を受けた事業所の関係者又は許可書等の受領の権限を委任された者が原則として直接手渡しで受けること。

3 さいたま市電子申請・届出サービスにおける申請等についての一般的留意事項

(1) 書類の提出方法

ア さいたま市電子申請・届出サービス（以下「電子申請サービス」という。）にログインし、利用する手続きを選択し、必要事項の入力及び必要な書類等を添付して行うこと。

イ 申請書は、「5 許可等に要する日数に示す標準処理期間」を考慮し、余裕を持って提出すること。

(2) 届出書・報告書

手続きが受理されると、受理完了メールが送信される。また、電子申請サービスの手続き画面より、副本の代わりとなる【届出情報の控え】をPDFファイルで受け取ることができる。【届出情報の控え】には、届出済印がスタンプされ受理年月日及び受理番号が付される。

(3) 申請書

手続きが受理されると、受理完了メール及び手数料が必要な場合は手数料納入通知が送信される。

また、電子申請サービスの手続き画面より、副本の代わりとなる【届出情報の控え】をPDFファイルで受け取ることができる。【届出情報の控え】には、届出済印がスタンプされ受理年月日及び受理番号が付される。なお、許可書等については郵送にて送付されるが、窓口での交付も可能とする。

I 総則

4 申請者等

- (1) 許可等を受けようとする申請者、届出を行う届出者又は報告を行う報告者（以下「申請者等」という。）は、個人である場合にはその者、法人である場合には代表権を有する者であること。
- (2) 法人の場合において、代表権を有する者以外の者に申請等の権限を委任する場合（支店長名、工場長名で申請等を行う場合）には、その旨を明記した委任状をあらかじめ保安係に提出すること。委任状の提出後は、代理者において申請等を行うことができる。なお、申請等の都度において、委任状の写しを添付すること。

【委任状の作成例】

年 月 日
事務所（本社）所在地
法人名称
代表者 職・氏名（署名又は記名押印）
委任状
〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇は、次の者を代理人と定め、当社〇〇工場の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく諸手続に関する一切の権限を委任します。
代理人 職・氏名（署名又は記名押印）

- (3) 委任状の記載内容に変更（委任者及び代理者又はいずれかの者に変更が生じた場合等）が生じた場合は、遅滞なく、変更した委任状を保安係に提出すること。

5 許可等に要する日数

行政手続法第6条に基づき、さいたま市の法における各種申請に係る標準処理期間は次のとおりとする。（標準処理期間とは、申請がその提出先の機関に到達してからその処分をするまでに通常必要とされる標準的な期間をいう。）

I 総則

標準処理期間

処分の名称	根拠条項	標準処理期間
液化石油ガス販売事業者の登録	法第 3 条第 1 項	15 日
保安機関の認定	法第 29 条第 1 項	15 日
保安機関の認定の更新	法第 32 条第 1 項	15 日
保安機関の一般消費者等の数の増加の認可	法第 33 条第 1 項	10 日
保安機関の保安業務規程の制定及び変更の認可	法第 35 条第 1 項	10 日
液化石油ガス販売事業者の認定	法第 35 条の 6 第 1 項	15 日
貯蔵施設等の設置の許可	第 36 条第 1 項	15 日
貯蔵施設等の変更の許可	第 37 条の 2 第 1 項	15 日
貯蔵施設等の完成検査	第 37 条の 3 第 1 項	15 日
充てん設備の許可	法第 37 条の 4 第 1 項	25 日
充てん設備の変更の許可	法第 37 条の 4 第 3 項	20 日
充てん設備の完成検査	法第 37 条の 4 第 4 項	15 日
充てん設備の保安検査	法第 37 条の 6 第 1 項	25 日

6 申請に必要な手数料

申請に必要な手数料は次のとおりとする。

納入方法は、既定手数料を現金で用意し申請書類と一緒に、保安係に提出すること。

※令和 5 年 4 月 1 日から、電子申請（さいたま市電子申請・届出サービス）に限り、クレジットカード決済が可能となった。

I 総則

手数料一覧

手続き名	手数料等の額
販売事業の登録申請	1 件につき 31,000 円
販売事業者登録簿の謄本交付請求	1 通につき 630 円
販売事業者登録簿の閲覧請求	1 回につき 460 円
保安機関の認定申請	34,000 円 + 認定保安業務区分数×6,900 円
保安機関の認定更新申請	14,000 円 + 認定保安業務区分数×6,900 円
一般消費者等の数の増加認可申請	20,000 円 + 認定保安業務区分数×6,900 円
販売事業者の認定申請 (保安の確保の方法等の認定申請)	一般消費者等の数が 1,000 戸未満 55,000 円 一般消費者等の数が 1,000 戸以上 10,000 戸未満 80,000 円 一般消費者等の数が 10,000 戸以上 98,000 円
貯蔵施設 (3 t 以上)、特定供給設備の設置許可申請	貯蔵施設又は特定供給設備の数 ×21,000 円
貯蔵施設 (3 t 以上) 又は特定供給設備設置の完成検査申請	貯蔵施設又は特定供給設備の数 ×31,000 円 (高圧法の完成検査合格施設の場合) 施設数×5,800 円
貯蔵施設 (3 t 以上) 又は特定供給設備の変更許可申請	貯蔵施設又は特定供給設備の数 ×15,000 円
貯蔵施設 (3 t 以上) 又は特定供給設備の変更に伴う完成検査申請	貯蔵施設又は特定供給設備の数 ×24,000 円 (高圧法の完成検査合格施設の場合) 施設数×5,800 円
充てん設備の許可申請	充てん設備の数×28,000 円
充てん設備の完成検査申請	充てん設備の数×36,000 円
充てん設備の変更許可申請	変更に係る充てん設備の数 ×17,000 円
充てん設備の変更に伴う完成検査申請	変更に係る充てん設備の数 ×27,000 円
充てん設備の保安検査申請	充てん設備の数 ×27,000 円